

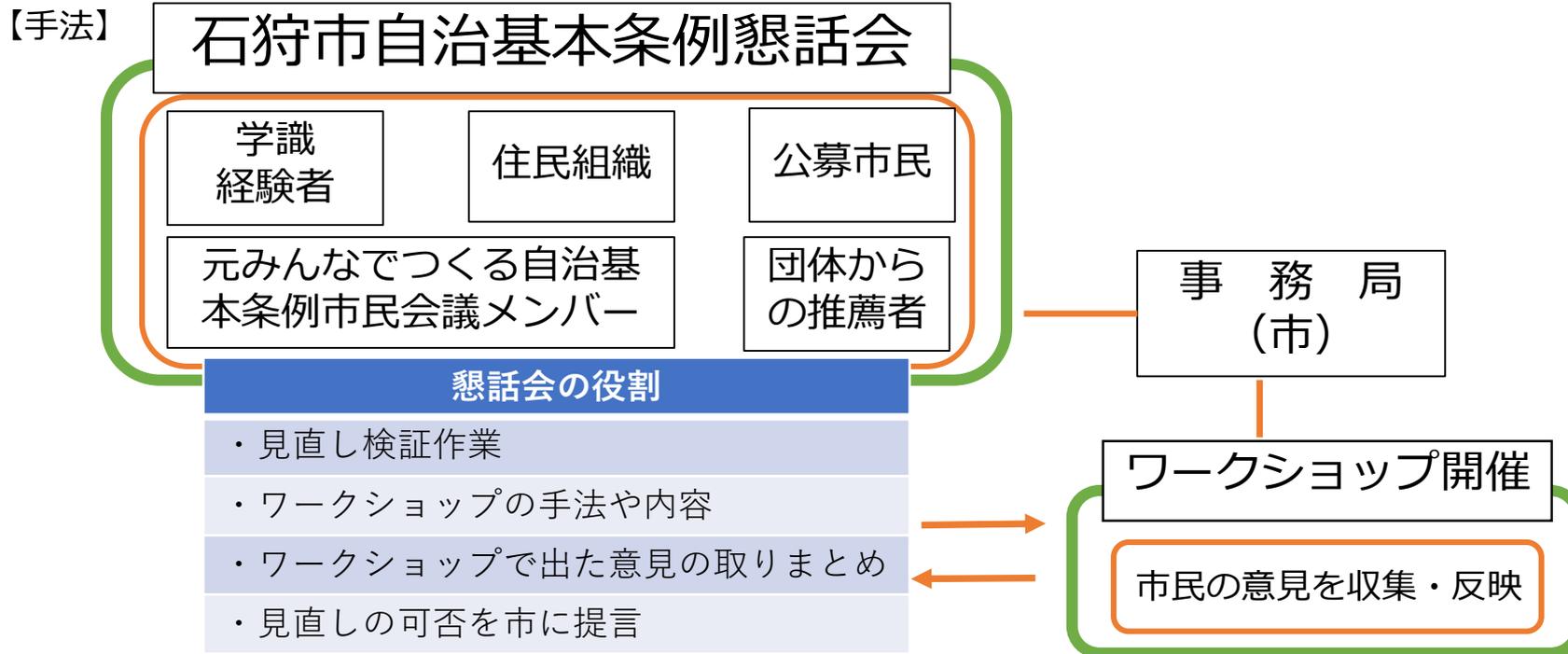
石狩市自治基本条例の見直しについて

【経緯】 平成14年4月1日に施行した「市民の声を活かす条例（石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例）」の検討において、「市民参加だけでなく、幅広い自治体運営の基本理念等を含めた条例の検討が必要」という市民参加制度検討委員会の意見を受け、平成17年10月に厚田村・浜益村と合併し、新たなまちづくりに取り組むに当たり、本市のまちづくりの理念、市民の権利と役割、行政の役割と責任などを明らかにする自治基本条例を制定しようという気運が高まり、市民を中心とした会議「みんなでつくる自治基本条例市民会議」で、およそ1年をかけて議論を重ね条例の骨子を検討しました。この市民会議から平成19年4月に市へ提言書をいただき、その内容を最大限踏まえた上で、「石狩市自治基本条例」を平成20年4月1日に施行した。

これまで個別に重要な役割を担っていたそれぞれの条例（市民の声を活かす条例や個人情報保護条例など）が自治基本条例によって総合化され、まちづくりに果たす役割や位置づけが明確になった。

平成18年度	5月	石狩市自治基本条例策定基本方針の策定
	6月	みんなでつくる自治基本条例市民会議発足 ⇒メンバー28人/全体回12回、臨時会議グループ毎に1回
	8月	石狩市自治基本条例運営会議発足 ⇒メンバー14人/8回開催
平成19年度	4月	石狩市自治基本条例に関する提言書を市民会議が市長へ提出
	11月	自治基本条例の策定に関するパブリックコメントの実施 ⇒地域説明会（意見交換会）を7地区で開催（11月・12月）
	3月	石狩市議会平成20年第1回定例会で条例案が可決
平成20年度	4月	石狩市自治基本条例施行

【目的】 この条例は、まちづくりに関する最高規範として位置付けしたものであることから、頻繁に改正する類の条例ではないと考えるが、同時に時代の移り変わりに応じて常に市民の意識にあった条例でなければならない。条例第30条において「5年を超えない期間ごとにこの条例が社会情勢の変化等に適合したものかどうかについて検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うもの」としている。平成29年度の見直しから5年が経過することから、5年間を振り返り検証を行う。



【見直しスケジュール】

R 4 年 6 月～11月	10月2日	12月2日
懇話会による検証	ワークショップ開催	懇話会提言(受)